

埼玉県警察情報管理システムによる指導支援管理業務実施要領

令和2年3月10日

監 第 175 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察情報管理システムによる指導支援管理業務実施要領の制定について（通達）
みだしのことについては、埼玉県警察情報管理システムによる指導支援管理業務の運用に伴い、別添のとおり埼玉県警察情報管理システムによる指導支援管理業務実施要領を制定し、令和2年3月23日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

埼玉県警察情報管理システムによる指導支援管理業務実施要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県警察情報管理システムによる指導支援管理業務（以下「指導支援管理業務」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において使用する用語は、警察情報管理システム等運用管理規程（平成23年埼玉県警察本部訓令第32号）及び埼玉県警察職員育成のための指導支援推進要綱（平成28年監第294号）において使用する用語の例による。

第3 基本台帳

総務部情報管理課に、指導支援管理業務に関する次の基本台帳（以下「ファイル」という。）を置く。

ファイルの種類	内 容
身上申告ファイル	身上申告票に係る情報から作成されるファイル

第4 運用体制

1 総括運用責任者

- (1) 警察本部に、総括運用責任者を置き、警務部長をもって充てる。
- (2) 総括運用責任者は、指導支援管理業務の運用に係る事務を総括する。

2 運用責任者

- (1) 警察本部に、運用責任者を置き、警務部監察官室長をもって充てる。
- (2) 運用責任者は、総括運用責任者を補佐し、指導支援管理業務の適正かつ円滑な管理運用を図るものとする。

第5 運用要領

1 登録等

- (1) 運用管理者は、運用責任者の指示に基づき、所属の職員にファイルに対する登録及び修正を行わせるものとする。
- (2) ファイルに対する登録及び修正を行う職員は、ファイルが職員の指導支援に関する重要な情報を構成するものであることを認識し、正確にこれを行わなければならない。

2 照会

- (1) 警部補以上の階級にある警察官又はこれと同等の職にある一般職員は、指導支援情報（職員の指導支援に必要な情報で、埼玉県警察情報管理システムにより処理されるものをいう。以下同じ。）について、職員の指導支援に係る業務において必要がある場合に埼玉県警察情報管理システムにより照会することができる。
- (2) 運用管理者は、所属の職員の指導支援情報に関する照会について、適切に指導しなければならない。

第6 アクセス権

アクセス権の付与については、警察情報管理システム等運用要領（平成23年情管第2547号。）第4に定めるところによる。

第7 安全管理

- 1 指導支援管理業務における情報セキュリティについては、警察情報セキュリティに関する規程（平成19年埼玉県警察本部訓令第40号）、警察情報セキュリティ管理要綱（平成26年情管第795号）、警察情報システム及び管理対象情報の取扱要領（平成26年情管第796号）及び警察情報システムにおける情報セキュリティ要件（平成26年情管第797号）に定めるところによる。
- 2 指導支援管理業務において取り扱われる管理対象情報の分類は、警察情報セキュリティ管理要綱に定める機密性3（高）情報、完全性2（高）情報及び可用性2（高）情報とする。
- 3 運用管理者は、指導支援管理業務に係る出力資料の適正な取扱いについて、警察情報管理システム等運用要領に基づき、所属の職員に対して、適切に指示するものとする。

実施日

この通達は、令和2年3月23日から実施する。